



彼岸花とコスモスの見事なハーモニー
平尾 隆

発行 一般社団法人 相模原市医師会

今年の夏、関東地方は日照不足で積極的に食べたい夏野菜の不作に悩まされましたね。今月のテーマは「災害時要援護者の避難支援」と「口腔周囲の外傷」です。9月1日は防災の日です。これを機に日頃から被害を最小にとどめるために備えておきましょう。また歯が折れてしまった時の対応など口の周りを怪我した時に役に立つ内容が載っていますので皆さまぜひご一読ください。

災害時要援護者について

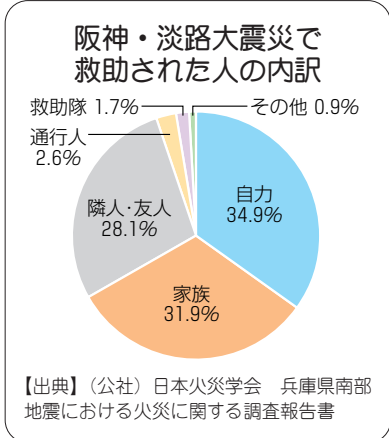
～災害時には地域で助け合いましょう～

はじめに

大規模な災害が発生したときは、消防や警察などの公的な機関による救助だけでは限界があるため、自分の身を自分で守る「自助」、隣近所や地域で共に助け合う「共助」の活動が多く命を救うことにつながります。

とりわけ、高齢者や障害者など、迅速に避難することが困難な方（災害時要援護者）は、犠牲となる割合が高いため、地域ぐるみでサポートする仕組みづくりが重要となっています。

今回は、相模原市の地域で行っている、災害時要援護者に関する取り組みのほか、日頃から必要な備えについて紹介します。



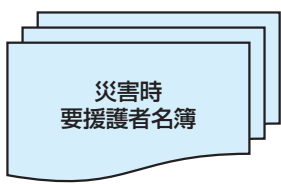
災害時要援護者とは

地震等の自然災害から身を守る上で、周囲の支援が必要になる人たちのことを災害時要援護者といいます。

大規模災害の発生時に災害時要援護者の安否確認や避難支援を円滑かつ迅速に行うため、市では「災害時要援護者名簿」を作成しています。

災害時要援護者名簿の対象となる方

- 70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 介護保険要介護度3以上の方
- 身体障害者手帳1、2級を所持する方
- 療育手帳A1、A2を所持する方
- その他希望する方（申出者）
- 上記条件に準ずる方（高齢者、要介護認定を受けている方、身体障害者手帳を所持する方、療育手帳を所持する方など）



災害時要援護者避難支援の体制づくり

それぞれの地域では、次のような流れで避難支援体制づくりへの取り組みがすすめられています。

平常時からの取組

- 1 支援する組織の立ち上げ
 - 単位自治会などを中心に、地域の様々な団体等が協力・連携します。
- 2 災害時要援護者の把握
 - ①地域で災害時要援護者の募集を行う方法（手上げ方式）
 - ②市が作成した名簿を利用する方法（同意方式）
 - ③①の方法と②の方法の組み合わせ
- 3 顔の見える関係づくり
 - 戸別訪問等により災害時要援護者の身体や生活の状況などを聞き取り、記録します。
 - 災害時に安否確認や情報伝達ができるように避難支援者を決め、顔の見える関係を作っていきます。

災害発生時の取組

- 避難支援者は、災害時要援護者の安否確認や避難の手助けを行います。

日頃からの備え

- 避難場所や避難所、避難経路の確認をしておきましょう。
- 家屋や屋内の危険箇所について確認し、必要に応じて修理や補強、家具

転倒防止等をしておくようにしましょう。

- 非常用持出品（非常食や生活必需品のほか、自分の障害や病気に関する必要な物、薬など）を準備しておきましょう。
- 防災情報を入手できるようにしておきましょう。さがみはらメールマガジン「防災」に登録すると、市内の防災に関する情報が配信されます。

登録方法

- ①受付アドレス（entry-sagamihara@bousai-mail.jp）に空メールを送信します。
- ②自動的に登録用のメールが返信されます。
- ③返信されたメールの本文に書いてあるリンク先のページで希望するメールの種類、配信地域等を設定すると登録完了です。



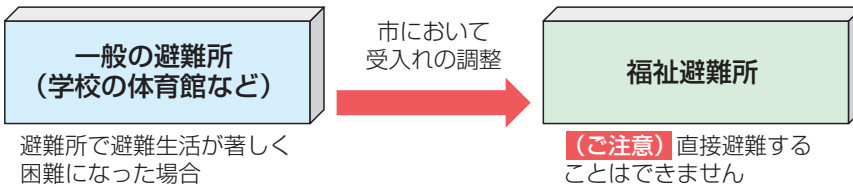
※携帯電話・スマートフォンで、上記のQRコードを読み取ると、受付アドレスへのメールの送信画面が開きます。ご利用ください。

福祉避難所について

学校の体育館などの一般の避難所での共同生活や在宅での生活が著しく困難となった方を受け入れる、二次的な避難所が福祉避難所です。相模原市では、市立の福祉施設や、市と協定を締結した民間の福祉施設を福祉避難所として位置付けています。災害発生後3日後を目途に施設の被災状況等を踏まえ、運営体制が整った施設から順次開設します。

Q対象となる方は？

A 要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方とその介助者等です。



おわりに

災害時に命を守るため、日頃から必要な備えをしておくほか、隣近所でコミュニケーションを図り、もしもの時に助け合える関係をつくりましょう。

また、必要に応じて災害時の安否確認や避難支援の協力をお願いしておき、必要な支援の内容や方法を理解してもらえよう、事前に説明しておきましょう。

本記事（災害時要援護者について）のお問い合わせ先
相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課 ☎042-769-9222

休日・夜間の急病診療制度の利用

まず、かかりつけの医師に相談してください。かかりつけの医師が不在、近所の医療機関で診療が受けられない方は

☎042-756-9000
相模原救急医療情報センターへ
お電話してください。

	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時
平日	電話受付時間			
土曜日	電話受付時間			
休日	電話受付時間			

市民のみなさんへお願い

- ◇診療可能な医療機関を案内します。
- ◇医療相談・歯科案内は行なっておりません。
- ◇急病で困ったときに利用してください。
- ◇**応急診療**が目的ですので、翌日はかかりつけの医師または近所の医師の診察を必ず受けてください。
- ◇**健康保険証**を必ず提示してください。されない場合は自由診療扱いとなり、費用が高額になります。
- ◇救急車は、生命に危険が生じた患者さんを一刻も早く運ぶためのものです。安易な利用は避けてください。
- ◇歯科の急病については**休日急患歯科診療所** ☎042-756-1501へ（ウェルネスさがみはら2階）
- ◇服用している薬がある場合は、**お薬手帳もしくは処方された薬をお持ちください。**

